

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき、任命権者ごとに、それぞれ下記のとおり障害者活躍推進計画を作成します。

令和2年4月1日

令和5年5月1日一部改正

任命権者	可児市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
障がい者雇用に関する課題	障がい者雇用の促進に関する要請は、今後、社会全体において益々高まっていくことが予想され、これを率先垂範すべきである地方公共団体については、適宜、法定雇用率の見直し等が実施されていく可能性がある。このような状況下において、各年の採用状況の変化も踏まえつつ、法定雇用率を安定的に達成していく必要がある。
目標	
採用に関する目標	特例認定による各年6月1日時点の実雇用率を同時点の法定雇用率以上とする。 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.68%
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年において障害者雇用推進者を速やかに選任し、障がい者雇用の推進に係る責任体制を明確にする。 ・ 障害者職業生活相談員だけでなく、人事担当者や健康管理医等、内容に応じて障がい者が相談しやすい体制を確保する。 ・ 職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。 	
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課への呼びかけを通して、障がい者の能力に応じた職務の選定及び創出を行う。 ・ 定期的に面談を実施し、障がい者と業務の適切なマッチングができているか確認を行う。 	
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
① 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の要望を踏まえた職場環境整備を検討する。 ・ 定期的な面談その他の適切な方法を通じて、職場環境における必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
② 募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の生徒等を対象とした職場実習を積極的に行う。 ・ 障がい者の積極的な採用に努める。 ・ 募集採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定の障がいを排除すること。 ➢ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ➢ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ➢ 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定すること。 ➢ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。
③ 働き方・キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間単位の年次休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。 ・ 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
④ その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な面談、必要に応じた随時の面談等を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ・ 障がい者からの要望を踏まえ、通勤への配慮等を実施する。
4. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 	

任命権者	可児市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
障がい者雇用に関する課題	障がい者雇用の促進に関する要請は、今後、社会全体において益々高まっていくことが予想され、これを率先垂範すべきである地方公共団体については、適宜、法定雇用率の見直し等が実施されていく可能性がある。 教育委員会事務局の正職員は市長部局からの出向者で占められており、任命権者による採用は臨時職員のみであるという点で限定的ではあるが、上記のような状況下において、認定地方機関である市長部局とともに、法定雇用率を安定的に達成していく必要がある。
目標	
採用に関する目標	特例認定による各年6月1日時点の実雇用率を同時点の法定雇用率以上とする。 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.68%
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長部局と連携し、以下の取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市長部局の人事担当者や健康管理医等と連携し、障がい者が相談しやすい体制を確保する。 ➢ 職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課への呼びかけを通して、障がい者の能力に応じた職務の選定及び創出を行う。 ・ 定期的に面談を実施し、障がい者と業務の適切なマッチングができているか確認を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
① 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の要望を踏まえた職場環境整備を検討する。 ・ 定期的な面談その他の適切な方法を通じて、職場環境における必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
② 募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長部局と連携し特別支援学校の生徒等を対象とした職場実習を積極的に行う。 ・ 障がい者の積極的な採用に努める。 ・ 募集採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定の障がいを排除すること。 ➢ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ➢ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ➢ 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定すること。 ➢ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。
③ 働き方・キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間単位の年次休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。 ・ 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
④ その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な面談、必要に応じた随時の面談等を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ・ 障がい者からの要望を踏まえ、通勤への配慮等を実施する。
4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

任命権者	可児市議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
障がい者雇用に関する課題	職員が可児市（市長部局）からの出向者で占められており、任命権者において直接職員を採用する見込みはないが、今後、出向者が障がい者である場合等を想定し、障がいに関する理解を深めていく必要がある。
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長部局と連携し、以下の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市長部局の人事担当者や健康管理医等と連携し、障がい者が相談しやすい体制を確保する。 ➢ 職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。 	
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい等により従来業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 	
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境における必要な配慮等について検討する。 	
4. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 	

任命権者	可児市選挙管理委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
障がい者雇用に関する課題	職員が可児市（市長部局）からの出向者で占められており、任命権者において直接職員を採用する見込みはないが、今後、出向者が障がい者である場合等を想定し、障がいに関する理解を深めていく必要がある。
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長部局と連携し、以下の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市長部局の人事担当者や健康管理医等と連携し、障がい者が相談しやすい体制を確保する。 ➢ 職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。 	
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 	
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境における必要な配慮等について検討する。 	
4. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 	

任命権者	可児市代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
障がい者雇用に関する課題	職員が可児市（市長部局）からの出向者で占められており、任命権者において直接職員を採用する見込みはないが、今後、出向者が障がい者である場合等を想定し、障がいに関する理解を深めていく必要がある。
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長部局と連携し、以下の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市長部局の人事担当者や健康管理医等と連携し、障がい者が相談しやすい体制を確保する。 ➢ 職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。 	
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 	
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境における必要な配慮等について検討する。 	
4. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 	

任命権者	可児市農業委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
障がい者雇用に関する課題	職員が可児市（市長部局）からの出向者で占められており、任命権者において直接職員を採用する見込みはないが、今後、出向者が障がい者である場合等を想定し、障がいに関する理解を深めていく必要がある。
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長部局と連携し、以下の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市長部局の人事担当者や健康管理医等と連携し、障がい者が相談しやすい体制を確保する。 ➢ 職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。 	
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 	
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境における必要な配慮等について検討する。 	
4. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 	